

匝瑳市議会平成22年6月定例会議事日程（第15日）

6月18日（金曜日）午前10時開議

- 1 開 議
- 2 付託議案（請願・陳情）に対する各委員長（総務・文教福祉・産業建設）審査報告
- 3 委員長報告に対する質疑
- 4 平成22年3月定例会継続審査事件陳情（第2号・第5号）・議案（第1号－第7号）・請願（第1号－第3号）・陳情（第1号－第6号）に対する討論
- 5 平成22年3月定例会継続審査事件陳情（第2号・第5号）・議案（第1号－第7号）・請願（第1号－第3号）・陳情（第1号－第6号）の採決
- 6 議案（第8号）の上程－採決
議案第8号 匝瑳市固定資産評価員の選任について
- 7 発議案（第1号－第7号）の上程－採決
発議案第1号 国営かんがい排水事業「両総地区」の完成にむけての意見書について
発議案第2号 義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書について
発議案第3号 国における平成23年度教育予算拡充に関する意見書について
発議案第4号 永住外国人への地方参政権付与の法制化に反対する意見書について
発議案第5号 備蓄米買い入れと米価の回復・安定を求める意見書について
発議案第6号 国産農産物の生産者価格の大暴落を引き起こすEPA・FTA推進路線の見直しを求める意見書について
発議案第7号 匝瑳市野手海岸の保全事業早期実現を求める意見書について
- 8 人権擁護委員の候補者の推薦について
- 9 閉 会

出席議員（23名）

議 長	佐 瀬 公 夫 君	副議長	浅 野 勝 義 君
1 番	行 木 光 一 君	2 番	日 色 昭 浩 君
3 番	川 口 健 男 君	5 番	武 田 光 由 君
6 番	越 川 竹 晴 君	7 番	小 川 博 之 君

8番	石田加代君	10番	栗田剛一君
11番	川口明和君	12番	椎名嘉寛君
13番	江波戸友美君	14番	苅谷進一君
15番	田村明美君	17番	浪川茂夫君
18番	林 芙士夫君	19番	佐藤浩巳君
20番	山崎 剛君	21番	佐藤正雄君
22番	岩井孝寛君	23番	林 日出男君
24番	大木傳一郎君		

欠席議員（なし）

事務局職員出席者

事務局 長 若梅和巳	主 幹 大木昭男
主 査 補 小野寺綾子	

地方自治法第121条の規定による出席者

市 長 太田安規君	副 市 長 鈴木一郎君
会計管理者 林 明敏君	秘書課長 小林正幸君
企画課長 木内成幸君	総務課長 角田道治君
財政課長 宇野健一君	税務課長 島田省悟君
市民課長 大木公男君	環境生活課長 岩橋光男君
健康管理課長 椿 隆夫君	産業振興課長 鈴木康伸君
都市整備課長 茅森 茂君	建設課長 野澤英一君
福祉課長 鎌形廣行君	高齢者支援課長 柏熊明典君
市民病院院長 秋山賢明君	教育委員会 江波戸 寛君
事務局 梶山定一君	教育委員会 熱田康雄君
教育委員会 梶山定一君	生涯学習課長

農 業 委 員 会 長 太 田 忠 治 君
事 務 局

開議の宣告（午前10時00分）

○議長（佐瀬公夫君） おはようございます。これより、去る6月16日の本会議散会前に引き続きまして本日の会議を開きます。

なお、本日ただいまの出席議員数は23名であります。定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。



提出資料について

○議長（佐瀬公夫君） 次に、市長から資料として1、匝瑳市次世代育成支援行動計画（後期計画）の1件の提出がありましたので各議席に配付をいたしました。

また、さきの本会議において、資料請求があり、執行部と協議の結果、1、子ども医療費助成事業についての1件について配付することにいたしましたので、各議席に配付をいたしました。

なお、配付漏れはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐瀬公夫君） 配付漏れなしと認めます。



発言の申し出

○議長（佐瀬公夫君） ここで申し上げます。鈴木産業振興課長から発言の申し出がありましたので、これを許します。

鈴木産業振興課長。

○産業振興課長（鈴木康伸君） それでは、発言をさせていただきたいと思います。

先般、大綱質疑の際におきまして、川口健男議員からふれあいパーク八日市場有限会社の会計資料に対しまして、この決算書は偽装以外の何ものでもないと言言がございました。これは、ふれあいパーク八日市場有限会社において公会計、役所的な会計処理の方法をとっているために財産目録にございます固定資産残存簿価、期末償却超過額が貸借対照表に反映されていないなど、通常の決算書と比べまして変則的な形になっておりますことから、このような発言がされたものと考えております。

市といたしましても、去る6月9日、川口議員立ち会いのもと、会計事務所に説明を求め決算書を精査した結果、偽装の事実は一切ありませんでした。ただ、ふれあいパーク有限会社の設立に当たり、市が出資しているといった状況の中では、今後よりわかりやすい決算書

とすべく取締役会において提案をしております。

以上でございます。



付託議案（請願・陳情）に対する各委員長（総務・文教福祉・産業建設）
審査報告

○議長（佐瀬公夫君） 日程第1、日程に従いまして、これより各常任委員会に付託いたしました案件の平成22年3月定例会継続審査事件、陳情第2号、陳情第5号並びに議案第1号から議案第7号までと請願第1号から請願第3号及び陳情第1号から陳情第6号までの審査の経過と結果についてを一括議題とします。

各常任委員会に付託いたしました議案等の審査の経過と結果は、お手元に配付のとおりであります。

なお、配付漏れはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐瀬公夫君） 配付漏れなしと認めます。

これより各常任委員会の審査の経過と結果について各委員長の報告を求めます。

初めに、総務常任委員長の報告を求めます。

江波戸友美君。

〔総務常任委員長江波戸友美君登壇〕

○総務常任委員長（江波戸友美君） 皆さん、改めましておはようございます。御苦労さまでございます。それでは御報告申し上げます。

総務常任委員長報告。平成22年6月定例会、総務常任委員会の審査の経過と結果について御報告いたします。

平成22年3月定例会で継続審査といたしました陳情第2号 公契約条例の制定を求める陳情書、陳情第5号 議員定数13名を求める陳情書の2件並びに去る6月8日の本会議において当委員会に付託されました事件、議案第1号 専決処分の承認を求めることについて（匝瑳市税条例の一部を改正する条例の制定について）、議案第2号 専決処分の承認を求めることについて（匝瑳市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について）であります。議案第3号 平成22年度匝瑳市一般会計補正予算（第1号）について、第1表歳入歳出予算補正、歳入の部全部、歳出の部、第2款総務費（第1項総務管理費のうち第10目市民生活費を除く）、第8款消防費、議案第6号 千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共

団体の数の減少及び千葉県市町村総合事務組合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について、陳情第1号 永住外国人への地方参政権付与の法政化に反対する意見書の提出に関する陳情書、陳情第2号 人権侵害救済法の成立に反対する意見書の提出に関する陳情書の議案4件、陳情2件、以上議案4件、陳情4件で、この審査のため、去る6月9日午前10時から第2委員会室において、委員8名、執行部から副市長及び関係課長等の出席を求め、委員会を開催しましたので、その審査の経過と結果について御報告いたします。

初めに、平成22年3月定例会で継続審査といたしました陳情第2号 公契約条例の制定を求める陳情書について審議に入りました。

審議では、公契約条例制定の必要性などに係る意見があり、採決の結果、賛成少数で不採択とすべきものと決しました。

次に、陳情第5号 議員定数13名を求める陳情書について審議に入りました。

審議では、特別委員会での審議結果を尊重すべきとの意見があり、採決の結果、賛成なしで不採択とすべきものと決しました。

次に、議案第1号 専決処分の承認を求めることについて（匝瑳市税条例の一部を改正する条例の制定について）について質疑に入りました。

質疑では、条例改正にかかわる事項等について質疑があり、執行部から詳細な説明がありました。反対討論が1件あり、採決の結果、賛成多数で原案のとおり本会議で承認するものと決しました。

次に、議案第2号 専決処分の承認を求めることについて（匝瑳市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について）について質疑に入りました。

質疑では、条例改正にかかわる事項についての質疑があり、執行部から詳細な説明がありました。採決の結果、賛成多数で原案のとおり本会議で承認するものと決しました。

次に、議案第3号 平成22年度匝瑳市一般会計補正予算（第1号）について、第1表歳入歳出予算補正、歳入の部全部、歳出の部、第2款総務費（第1項総務管理費のうち第10目市民生活費を除く）、第8款消防費について質疑に入りました。

質疑では、補正予算案の歳出の部、消防費や総務費など、歳入の部、国県補助金などの具体的な内容について、また本市の行政改革の進捗状況などについての質疑があり、執行部から詳細な説明がありました。採決の結果、賛成全員で原案のとおり本会議で可決するものと決しました。

次に、議案第6号 千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び千

葉縣市町村総合事務組合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について質疑に入りました。

質疑なしで採決の結果、全員賛成で原案のとおり本会議で可決するものと決しました。

次に、陳情第1号 永住外国人への地方参政権付与の法政化に反対する意見書の提出に関する陳情書について審査に入りました。

審査では、地方参政権の考え方や国と地方の関係などに関する意見があり、採決の結果、賛成多数により採択すべきものと決しました。

次に、陳情第2号 人権侵害救済法の成立に反対する意見書の提出に関する陳情書について審査に入りました。

審査では、人権侵害救済法の内容に関する意見などがあり、採決の結果、賛成少数により不採択とすべきものと決しました。

以上、総務常任委員会における審査の経過と結果の報告を終わります。よろしくお願ひします。ありがとうございました。

○議長（佐瀬公夫君） 総務常任委員長の報告が終わりました。

続いて、文教福祉常任委員長の報告を求めます。

大木傳一郎君。

〔文教福祉常任委員長大木傳一郎君登壇〕

○文教福祉常任委員長（大木傳一郎君） 文教福祉常任委員会の審査の経過と結果について御報告申し上げます。

去る6月8日の本会議において、当委員会に付託されました事件は、議案第3号 平成22年度匝瑳市一般会計補正予算（第1号）について、第1表歳入歳出予算補正、歳出の部、第3款民生費、第4款衛生費（第1項保健衛生費、第9款教育費）、議案第4号 平成22年度匝瑳市病院事業会計補正予算（第1号）について、議案第5号 匝瑳市放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例の制定について、議案第7号 千葉県後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の数の減少及び千葉県後期高齢者医療広域連合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について、請願第2号 「義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書」採択を求める請願書、請願第3号 「国における平成23（2011）年度教育予算拡充に関する意見書」採択に関する請願書、陳情第3号 子ども手当の廃止を求める意見書の提出に関する陳情書、陳情第4号 選択的夫婦別姓制度の法制化に反対する意見書の提出に関する陳情書、以上議案4件、請願2件、陳情2件でした。

この審査のため、去る6月10日、午前10時から第2委員会室において、委員7名と執行部側から副市長、教育長及び関係課長等の出席を求め委員会を開催いたしました。その審査の経過と結果につきまして御報告いたします。

初めに、議案第3号 平成22年度匝瑳市一般会計補正予算（第1号）について、第1表歳入歳出予算補正、歳出の部、第3款民生費、第4款衛生費（第1項保健衛生費、第9款教育費）について執行部の詳しい説明の後、質疑に入りました。

質疑では、ふるさと雇用再生特別基金事業、国民体育大会、子ども医療費助成事業、須加小学校屋内運動場改築事業、放課後児童クラブ育成事業、環境改善センター及び福祉センターの管理についての質疑があり、執行部から詳細な説明がありました。採決の結果、賛成全員で原案のとおり本会議で可決するものと決しました。

次に、議案第4号 平成22年度匝瑳市病院事業会計補正予算（第1号）について質疑に入りました。

質疑では、病院事業の運営状況について質疑があり、執行部から詳細な説明がありました。採決の結果、賛成全員で原案のとおり本会議で可決するものと決しました。

次に、議案第5号 匝瑳市放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例の制定について質疑に入りました。

質疑では、時間延長にかかわる受託料について質疑があり、執行部からの説明がありました。採決の結果、賛成全員で原案のとおり本会議で可決するものと決しました。

次に、議案第7号 千葉県後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の数の減少及び千葉県後期高齢者医療広域連合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について質疑に入りました。

質疑はなく採決の結果、賛成全員で原案のとおり本会議で可決するものと決しました。

次に、請願第2号 「義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書」採択を求める請願書について審査に入りました。

審査では、例年同一の請願があり、採択すべきものとの意見があり、採決の結果、賛成全員で本会議において採択すべきものと決しました。

次に、請願第3号 「国における平成23（2011）年度教育予算拡充に関する意見書」採択に関する請願書について審査に入りました。

審査では、例年同一の請願があり採択すべきものとの意見があり、採決の結果、賛成全員で本会議において採択すべきものと決しました。

次に、陳情第3号 子ども手当の廃止を求める意見書の提出に関する陳情書について審査に入りました。

審査では、国籍条件の問題あるいは請願者の守る会のメンバー、構成などについて意見があり、委員全員が不採択とすべきという意見がありました。採決の結果、賛成なしで本会議において不採択とすべきものと決しました。

次に、陳情第4号 選択的夫婦別姓制度の法制化に反対する意見書の提出に関する陳情書について審査に入りました。

審査では、法制化は利害関係でも意見が分かれるところで、現時点で反対と結論づけるのは問題である等不採択とすべきとの意見がありました。採決の結果、賛成なしで本会議において不採択とすべきものと決しました。

以上で、文教福祉常任委員会における審査の経過と結果の報告を終わります。

なお、詳細については、委員長審査報告書が皆さんに配付されておりますので、参考にしてくださいようお願いいたします。

以上で終わります。

○議長（佐瀬公夫君） 文教福祉常任委員長の報告が終わりました。

続いて、産業建設常任委員長の報告を求めます。

武田光由君。

〔産業建設常任委員長武田光由君登壇〕

○産業建設常任委員長（武田光由君） 産業建設常任委員会の審査の経過と結果について御報告申し上げます。

去る6月8日の本会議において当委員会に付託されました事件は、議案第3号 平成22年度匝瑳市一般会計補正予算（第1号）について、第1表歳入歳出予算補正、歳出の部、第2款、総務費（第1項総務管理費のうち第10目市民生活費）、第4款、衛生費（第2項清掃費）、第5款農林水産業費、第6款商工費、第7款土木費、請願第1号 「国営かんがい排水事業「両総地区」の完成にむけての意見書」採択に関する請願書、陳情第5号 備蓄米買い入れと米価の回復・安定を求める陳情書、陳情第6号 国産農産物の生産者価格の大暴落を引き起こすEPA・FTA推進路線の見直しを求める陳情書、以上議案1件、請願1件、陳情2件でありました。

この審査のため、去る6月11日午前10時から第2委員会室において委員8名及び議長、執行部から副市長及び関係課長等の出席を求め委員会を開催しました。その審査の経過と結果

について御報告いたします。

初めに、議案第3号 平成22年度匝瑳市一般会計補正予算（第1号）について、第1表歳入歳出予算補正、歳出の部、第2款、総務費（第1項総務管理費のうち第10目市民生活費）、第4款、衛生費（第2項清掃費）、第5款農林水産業費、第6款商工費、第7款土木費について執行部の説明の後、質疑に入りました。

質疑では、循環バスに関する事項、農業委員会費の臨時雇い賃金に関する事項、商店街活性化緊急対策事業に関する事項などについて質疑があり、執行部から詳細な説明がありました。採決の結果、賛成全員で原案のとおり本会議において可決すべきものと決しました。

次に、請願第1号 「国営かんがい排水事業「両総地区」の完成にむけての意見書」採択に関する請願書について審査に入りました。

意見はなく採決の結果、賛成全員で原案のとおり本会議において採択すべきものと決しました。

次に、陳情第5号 備蓄米買い入れと米価の回復・安定を求める陳情書について審査に入りました。

審査では、米価低迷の中、稲作農家の経営も非常に厳しい状況に置かれており、採択すべきものとの意見があり、採決の結果、賛成全員で原案のとおり本会議において採択すべきものと決しました。

次に、陳情第6号 国産農産物の生産者価格の大暴落を引き起こすEPA・FTA推進路線の見直しを求める陳情書について審査に入りました。

審査では、意見はなく採決の結果、賛成全員で原案のとおり本会議において採択すべきものと決しました。

なお、午後1時から栢田浜海岸侵食状況及び新堀浜地先黒松通りの現場視察を行いました。

以上で、産業建設常任委員会における審査の経過と結果の報告を終わります。

○議長（佐瀬公夫君） 産業建設常任委員長の報告が終わりました。

以上で、各常任委員長の報告が終わりました。



委員長報告に対する質疑

○議長（佐瀬公夫君） 日程第2、これより質疑に入ります。ただいまの各常任委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑を許します。

大木傳一郎君。

○24番（大木傳一郎君） 総務常任委員長に少し質問したいと思うんですが、公契約条例の制定を求める陳情書は不採択、内容については余り申しませんけれども、1つはやっぱり公契約の中で当市においてもあるわけですけれども、元請があつて下請、孫請という形で、本来の契約からかなりピンはねというのがあつて、結果的にそこで働く労働者が不遇というのか、十分な賃金が得ることができないと、最も賃金をやれば孫請の業者はもうからないというようなやっぱり問題があるわけです。ですから、仕事が丸投げされて、それで低単価の発注、それから工事代金の未払いの先延ばしとか、そういう状況もこの経済不況の中で起きているわけです。

そういう中で、やっぱり公契約ですから、公の、民間の場合はそういうことはなかなか行政指導で難しいところがあると思いますが、公契約においては、やっぱり我々は働く者の立場というのか、それをきちんと守り、正常なルールを確立する役割があると思うんです。その点、これはやっぱり採択して、そういうルールある関係をこの地域でもつくるべきではなかったのかと、その点についての議論について伺いたい。

第2点としては、千葉県で26の地方議会が採択していると、全国でも771議会で採択をされているというようなことで、全国でも、この公契約条例を制定すべきだという意見が非常に広がっているわけです。そういう中で、当市議会で採択というふうにするのは、世間の常識から言っちゃってちょっと議会に対する問題の指摘がこれから出てくるのではないかというふうに、私も一人の匝瑳市議会の構成員としてちょっと心配するわけですが、その辺どのように考えて不採択したかお聞きします。

○議長（佐瀬公夫君） 江波戸友美君。

○総務常任委員長（江波戸友美君） 大木議員さんの御質問にお答えいたします。

実は、私は総務常任委員長というこういう重責は初体験でございまして、大木議員さんの意見の内容を理解できるんですけども、答えとしてはまことに恐縮ながら、委員会審査報告書の中身を読んでいただければいいのではないかと。また、結果として委員会が採決の結果、こういう結論をお出し申し上げたという以外にちょっとお答えのしようがないので、それではよろしくお願いいたします。

○議長（佐瀬公夫君） 浪川茂夫君。

○17番（浪川茂夫君） 恐れ入りますが、私も総務常任委員会なんですけれども、よろしくお願いいたします。

陳情第2号 人権侵害救済法の成立に反対する意見書の提出の件でございますけれども、この審査報告書を読ませていただきました。そして、審査の中で2人の委員が継続審査を求めています。そして、1人の委員は採択ということでどうだろうかという意見が出ておるわけでございますが、そして、反対、否決すべきものという御意見は1件もございません。そういう中で、採決は挙手少数ということで否決という結論になっているわけでございますが、この賛成者の数はどのくらいあったのか、お尋ねさせていただきます。

○議長（佐瀬公夫君） 江波戸友美君。

○総務常任委員長（江波戸友美君） 3名だったと思います、確か。それで、賛成少数ということになりました。記憶で物を申し上げていますから。

○議長（佐瀬公夫君） 浪川茂夫君。

○17番（浪川茂夫君） 私も3名というようには聞いておるわけでございますけれども、不採択という意見が1つも出てないということと、それから継続審査を求める意見が2つ出ているわけですね、継続審査を求める意見については賛否をとっていないわけなんですけれども、この辺はいかがですか。

○議長（佐瀬公夫君） 江波戸友美君。

○総務常任委員長（江波戸友美君） 会議の中で、採決をするというような方向でいたしましたところ、採決について継続ではなくて賛成か反対かのことで、皆さんが結果として賛成か反対の態度表明をしてくださったということで、賛成3名で少数となった、その結果としてこういう結果が委員会にあるわけです。それくらいしか申し上げようがないんですが、それで御理解のほどもよろしくお願いします。

○議長（佐瀬公夫君） 浪川茂夫君。

○17番（浪川茂夫君） 何回も申しわけございませんけれども、そうしますと、委員会は8名で構成されているわけございまして、委員長は採決に加わらないわけですから、7名の表決になるということで3名では少数という結論にはなるとは思いますけれども、この言質で継続という御意見はどのように判断をされたのでしょうか。その反対という意味合いで採決の場合は、継続の意見は反対ということでやられたのか、それはどうですか。

○議長（佐瀬公夫君） 江波戸友美君。

○総務常任委員長（江波戸友美君） 継続については非常に反対を最初に言われたりしまして、継続という雰囲気というものは非常に弱くて、採決をすべきというような意見もございまして、採択か不採択かということを経験した結果、こういう結果になったわけです。

そういうことで、ひとつよろしくお願いします。

○議長（佐瀬公夫君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐瀬公夫君） お諮りいたします。質疑を打ち切ることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐瀬公夫君） 御異議なしと認めます。これをもって質疑を打ち切ります。

以上で質疑を終結いたします。



平成22年3月定例会継続審査事件陳情（第2号・第5号）・議案（第1号―第7号）・請願（第1号―第3号）・陳情（第1号―第6号）に対する討論

○議長（佐瀬公夫君） 日程第3、これより討論に入ります。

討論の通告がありますので、順次発言を許します。

なお、討論は平成22年3月定例会継続審査事件陳情第2号及び陳情第5号を行います。次に、議案第1号から議案第7号までを一括して行います。次に、請願第1号から請願第3号並びに陳情第1号から陳情第6号までを一括して行います。

初めに、平成22年3月定例会継続審査事件陳情第2号に対する原案賛成者、田村明美君の登壇を求めます。

田村明美君。

〔15番田村明美君登壇〕

○15番（田村明美君） 日本共産党の田村明美です。本年3月議会で継続審査となっていました公契約条例の制定を求める陳情書について、賛成の立場から討論いたします。

この陳情趣旨では、地方自治法第2条第14項において、地方公共団体が行う事業では、住民の福祉の増進に努めることと、最少の経費で最大の効果を上げるよう努めることが記されているとされ、そのことから、行政が発注する事業・業務においては、そこで働く労働者の労働条件や賃金が適正なものであるよう、行政側と事業者との間で公契約を交わし、そのことによって、市民が安心して暮らせる地域社会を目指していけるよう、そのために必要な公契約条例の制定のための検討を求めたいというものであります。

この事例は、千葉県野田市議会が昨年9月に野田市公契約条例を制定したことに始まります。千葉県野田市公契約条例は、公共工事、公共サービスの質の確保などを目的としていま

す。下請や孫請で働く労働者や派遣労働者にも、この条例内容が適用され、農林水産省や国土交通省が公共事業の積算に用いる労務単価や市の職員の給与条例を勘案して、賃金の最低水準を決めるとしています。労働者から違反の申告があれば、市が調査し是正命令を出し、是正されない場合は契約解除や事業者名の公表を定めているものです。野田市公契約条例には、前文があります。非常に重要な文章ですので述べさせていただきます。

野田市公契約条例前文、地方公共団体の入札は、一般競争入札の拡大や総合評価方式の採用などの改革が進められてきたが、一方で低入札価格の問題によって下請の事業者や業務に従事する労働者にしわ寄せがされ、労働者の賃金の低下を招く状況になってきている。このような状況を改善し、公平かつ適正な入札を通じて豊かな地域社会の実現と労働者の適正な労働条件が確保されることは、ひとつの自治体で解決できるものではなく、国が公契約に関する法律の整備の重要性を認識し、速やかに必要な措置を講ずることが不可欠である。本市は、野田市はということですが……

（「批判は短くしてください」と呼ぶ者あり）

○15番（田村明美君） 本市はこのような状況をただ見過ごすことなく先導的にこの問題に取り組んでいくことで、地方公共団体の締結する契約が豊かで安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することができるよう貢献したいと思う。この決意のもとに、公契約に係る業務の質の確保及び公契約の社会的な価値の向上を図るため、この条例を制定することで公契約条例を制定してあります。

そもそもは、1949年のILO94号条約で、公契約における労働条件確保を定めています。国や自治体などが、公共工事などを発注する場合、関係労働者にその地方の同一性質の労働に劣らない有利な賃金、労働時間などの労働条件を確保することを義務づけているものです。少なくとも58カ国が公契約での賃金保障を定めた法制度を持っています。しかし、日本では、このILO94号条例さえ批准していません。特に、この近年は、行政の効率化や民間活力の導入をなどと、政府・自治体業務の外部委託や臨時・パート労働への置き換えなどが加速され、公契約による低賃金が拡大しています。

このように、本来は法律によって適正水準が保たれるよう国が行わなければならない課題ではありますが、しかし、それをただ見過ごすわけにはいかない。匝瑳市においても、公契約条例の制定の検討を今行っていくことが必要であると考えます。

よって、この陳情については、採択をしていくべきだと判断しました。採択をよろしくお願ひします。

○議長（佐瀬公夫君） 田村明美君による平成22年3月定例会継続審査事件陳情第2号の賛成討論が終わりました。

次に、議案に対する討論に入ります。

議案第1号及び議案第2号に対する原案反対者、日色昭浩君の登壇を求めます。

日色昭浩君。

〔2番日色昭浩君登壇〕

○2番（日色昭浩君） どうも御苦労さまです。日本共産党の日色昭浩でございます。私は、匠瑤市議会6月定例会最終日の討論に当たりまして、市長から提案された7議案のうち2つの議案、議案第1号と議案第2号に対して簡潔明瞭に反対討論を行います。

議案第1号、議案第2号ともに、国の地方税法が3月24日に成立し、4月1日から施行されたことに伴う条例の改正です。この地方税法等の一部を改正する法律案には、国会で反対したのは日本共産党と自民党、公明党などの政党でした。

まず最初に、議案第1号 専決処分の承認を求めることについて（匠瑤市税条例の一部を改正する条例の制定について）であります。

国の地方税法の改正は、個人住民税について年少扶養控除の廃止、つまり16歳未満の扶養親族に対する地方税分33万円の控除が廃止されました。さらに、特定扶養控除の廃止、16歳以上19歳未満の扶養親族に対する12万円の控除が廃止されました。民主党のマニフェストには、所得税の扶養控除を廃止することはありませんでしたが、個人住民税の扶養控除廃止はなかったものです。しかも、現在、支給されている子ども手当の月額1万3,000円が満額の2万6,000円の支給の保証が全くないにもかかわらず、増税となる個人住民税の扶養控除等の廃止は、一時的ではなく恒久措置とされました。これによる個人住民税は、国全体では4,569億円の大増税になります。したがって、地方税法の改正に伴う匠瑤市税条例の一部を改正する条例案には反対をするものです。

次に、議案第2号 専決処分の承認を求めることについて（匠瑤市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について）であります。

きのうあたりから、国保加入者に対して国民健康保険税納税通知書が郵送されています。何人かの方から国保税が上がった、払うのが大変だ、何とかしてほしいという声が寄せられています。また、市の税務課に対しても問い合わせが寄せられ始めています。今回、国民健康保険税条例の改正は、課税限度額がこれまで年間47万円であったものを50万円に、3万円も引き上げようというものです。さらに、後期高齢者支援金等の課税限度額も、これまでの

12万円から13万円に1万円引き上げ、合わせて4万円の引き上げを行おうとするものです。国保税の大幅引き上げに加えて、今回の課税限度額の引き上げはとても容認できるものではありません。したがって、匝瑳市国民健康保険税条例の一部を改正する条例に反対をいたします。

以上で、反対討論を終わります。

○議長（佐瀬公夫君） 日色昭浩君による議案第1号及び議案第2号の反対討論が終わりました。

以上で、通告による議案に対する討論は終わりました。

次に、請願第1号から請願第3号並びに陳情第1号から陳情第6号までに対する討論に入ります。

陳情第1号に対する原案反対者、田村明美君の登壇を求めます。

田村明美君。

〔15番田村明美君登壇〕

○15番（田村明美君） 日本共産党の田村明美です。今定例会に提出されています陳情第1号 永住外国人への地方参政権付与の法制化に反対する意見書の提出を求める陳情書に対しては、不採択が適切だと思うことから反対の討論を行います。

第1に、この陳情書の陳情理由に述べられている事項の中で、明確な認識の誤りがあります。1つには、先進8カ国G8を見ましても、ロシアを除いて永住外国人に参政権を付与している国はありませんと述べられていますが、ヨーロッパではほとんどの国が地方参政権を認めています。現在、外国人に地方参政権を付与している国は39カ国あります。OECD加盟国30カ国中、26カ国が何らかの形で外国人参政権を認めています。明確に永住外国人の地方参政権を認めていない国は日本だけです。

また、OECD加盟国で外国人参政権を認めている26カ国中、EU加盟は21カ国ですが、そのうち相互主義というEU加盟国以外の相互主義をとっていないEU加盟国以外の外国人にも参政権を付与している国は11カ国あります。ニュージーランドと韓国も相互主義をとっておらず、一定の居住年数を経た外国人に対して参政権を認めています。

第2に、日本国憲法第15条、同93条2項、また平成7年2月28日の最高裁判例に基づき、永住外国人に対し地方公共団体の議会議員及び首長の選挙権等を付与することは、明確な憲法違反であると、この陳情の文章の中で示されていますが、これも認識の誤りがあります。

平成7年2月28日の最高裁判所の判決では、永住外国人に対して地方議員と自治体の長に

ついでに選挙権を与えることは憲法上、禁止されていない。これは、国の立法政策の問題であると述べており、この最高裁判決を受けて早速当時の政府与党であった自民党や社会党は、永住外国人の地方参政権問題についてのプロジェクトチームを発足させています。また、当時の野党の新進党や公明党、そして日本共産党も、それぞれ永住外国人などに地方選挙権を付与する案を取りまとめています。平成10年ころより各政党から、この件に関しての法案が国会に提出されるようになりました。しかし、現在、法律は制定されていません。この最高裁判決の趣旨の重要部分を述べます。

住民の日常生活に密接な関連を有する公共的事務は、その地方の住民の意思に基づき、その区域の地方公共団体が処理するという政治形態を憲法上の制度として保証しようとしていると解釈できる。だから、日本に在留する外国人のうちでも永住者であって、その居住する区域の地方公共団体と密接な関係を持つと認められる者については、その意思をその地方公共団体の行政に反映させるべく、法律によって地方公共団体の長、その議会と議員等に対する選挙権を付与することは、憲法上禁止されているものではない。この件に関しては、国の立法政策の問題であるというのが最高裁の判例です。

外国人登録法の特別永住者と一般永住者について、日本共産党は地方参政権を認めるべきであると考えています。特別永住者は約42万人おられるようですが、特別永住者というのは、戦前から日本に住んでいる朝鮮、韓国、中国出身の方々とその子孫ということです。1910年に日韓併合により、日本人とされた方々です。しかし、1952年、日本敗戦後のサンフランシスコ講和条約で、この方々については、日本国籍を失いました。そして現在に至っています。また、一般永住者約49万人おられますが、一般永住者、外国人登録法の一般永住者というのは、素行が善良で日本国の利益に応ずると認められた外国人で、10年以上途切れることなく日本に住み続けている外国人が取得できる在留資格であるということです。この一般永住外国人については、日本の法律は日本国籍がある日本人以上に非常に厳格になっていることが多いわけです。

例えば、居住地の変更届け出、日本人の永住外国人も14日以内ということですが、届け出義務は20万円以下の罰金、届け出の虚偽があれば、1年以下の懲役を含むという刑事罰と大変厳しいものになっています。永住外国人が、日本に永住し続けるに当たっては、いいかげんなことはできにくい、それが現実です。ですから、永住外国人に選挙権、地方参政権を認めてしまったら、日本の国社会がひどいことになるといったような考え方は事実合いません。

また、外国人の地方参政権を求める世論調査というのが行われています。直近では、昨年11月24日付、毎日新聞で、外国人の地方参政権を認めると、賛成が59%、反対が31%、ことしの1月15日の朝日新聞では、賛成が60%、反対が29%です。日本の社会の中で、世論としては永住外国人の地方についての参政権を認めてもよいというのが大勢であります。

私ども日本共産党は、平成10年11月17日に永住外国人地方参政権法案を国会に初めて提出しました。それ以後、何度も国会に提案してきました。同じく平成10年には、民主党と公明党が共同提案しています。国会には何度も法案が出され質疑が行われてきましたが、まだ成立していません。各政党によって、法案の中身に違いがあります。日本共産党は、永住外国人登録法の在留資格の一般永住者約49万人と特別永住者約42万人、合わせて91万人に対して、都道府県と市区町村の首長と議会議員についての選挙権及び非選挙権、さらに条例制定などの直接請求権、住民投票権を付与することを主張し、国会にも提案してきました。地方政治の主人公は住民であり、住民自治の参加によって進められるべきだという観点から判断します。

以上により、陳情第1号 永住外国人への地方参政権付与の法制化に反対する意見書の提出に関する陳情書を採択することは、世論の総意にも反し適当でないと判断し不採択を求めます。

○議長（佐瀬公夫君） 田村明美君による陳情第1号の反対討論が終わりました。

以上で、通告による討論は終わりました。これにて討論を終結いたします。



平成22年3月定例会継続審査事件陳情（第2号・第5号）・議案（第1号—第7号）・請願（第1号—第3号）・陳情（第1号—第6号）の採決

○議長（佐瀬公夫君） 日程第4、これより議案等の採決をいたします。

ただいまの出席議員数は22名であります。

平成22年3月定例会継続審査事件陳情第2号 公契約条例の制定を求める陳情書、本件に対する委員長の報告は不採択であります。よって、原案について採決をいたします。

平成22年3月定例会継続審査事件陳情第2号 公契約条例の制定を求める陳情書、本件について採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立少数〕

○議長（佐瀬公夫君） 起立少数。賛成少数であります。よって、平成22年3月定例会継続審

査事件陳情第2号は不採択と決しました。

平成22年3月定例会継続審査事件陳情第5号 議員定数13名を求める陳情書、本件に対する委員長の報告は不採択であります。よって、原案について採決をいたします。

平成22年3月定例会継続審査事件陳情第5号 議員定数13名を求める陳情書、本件について採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立なし〕

○議長（佐瀬公夫君） 御着席ください。起立なし。賛成なしであります。よって、平成22年3月定例会継続審査事件陳情第5号は不採択と決しました。

議案第1号 専決処分の承認を求めることについて（匝瑳市税条例の一部を改正する条例の制定について）本案に対する委員長の報告は承認であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（佐瀬公夫君） 御着席ください。起立多数。賛成多数であります。よって、議案第1号は原案のとおり承認されました。

議案第2号 専決処分の承認を求めることについて（匝瑳市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について）本案に対する委員長の報告は承認であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（佐瀬公夫君） 御着席ください。起立多数。賛成多数であります。よって、議案第2号は原案のとおり承認されました。

議案第3号 平成22年度匝瑳市一般会計補正予算（第1号）について、本案に対する各委員長の報告は可決であります。本案は、各委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（佐瀬公夫君） 御着席ください。起立全員。賛成全員であります。よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

議案第4号 平成22年度匝瑳市病院事業会計補正予算（第1号）について、本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（佐瀬公夫君） 御着席ください。起立全員。賛成全員であります。よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

議案第5号 匝瑳市放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例の制定について、本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（佐瀬公夫君） 御着席ください。起立全員。賛成全員であります。よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

議案第6号 千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び千葉県市町村総合事務組合同規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について、本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（佐瀬公夫君） 御着席ください。起立全員。賛成全員であります。よって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

議案第7号 千葉県後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の数の減少及び千葉県後期高齢者医療広域連合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について、本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（佐瀬公夫君） 御着席ください。起立全員。賛成全員であります。よって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

次に、請願3件について採決いたします。

請願第1号 「国営かんがい排水事業「両総地区」の完成にむけての意見書」採択に関する請願書、本件に対する委員長の報告は採択であります。本件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（佐瀬公夫君） 御着席ください。起立全員。賛成全員であります。よって、請願第1号は採択と決しました。

請願第2号 「義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書」採択を求める請願書、本

件に対する委員長の報告は採択であります。本件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（佐瀬公夫君） 御着席ください。起立全員。賛成全員であります。よって、請願第2号は採択と決しました。

請願第3号 「国における平成23（2011）年度教育予算拡充に関する意見書」採択に関する請願書、本件に対する委員長の報告は採択であります。本件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（佐瀬公夫君） 御着席ください。起立全員。賛成全員であります。よって、請願第3号は採択と決しました。

次に、陳情6件について採決いたします。

陳情第1号 永住外国人への地方参政権付与の法制化に反対する意見書の提出に関する陳情書、本件に対する委員長の報告は採択であります。本件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（佐瀬公夫君） 御着席ください。起立多数。賛成多数であります。よって、陳情第1号は採択と決しました。

陳情第2号 人件侵害救済法の成立に反対する意見書の提出に関する陳情書、本件に対する委員長の報告は不採択であります。よって、原案について採決いたします。

陳情第2号 人件侵害救済法の成立に反対する意見書の提出に関する陳情書、本件について採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立少数〕

○議長（佐瀬公夫君） 御着席ください。起立少数。賛成少数であります。よって、陳情第2号は不採択と決しました。

陳情第3号 子ども手当の廃止を求める意見書の提出に関する陳情書、本件に対する委員長の報告は不採択であります。よって、原案について採決いたします。

陳情第3号 子ども手当の廃止を求める意見書の提出に関する陳情書、本件について採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立少数〕

○議長（佐瀬公夫君） 御着席ください。起立少数。賛成少数であります。よって、陳情第3号は不採択と決しました。

陳情第4号 選択的夫婦別姓制度の法制化に反対する意見書の提出に関する陳情書、本件に対する委員長の報告は不採択であります。よって、原案について採決いたします。

陳情第4号 選択的夫婦別姓制度の法制化に反対する意見書の提出に関する陳情書、本件について、採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立少数〕

○議長（佐瀬公夫君） 御着席ください。起立少数。賛成少数であります。よって、陳情第4号は不採択と決しました。

陳情第5号 備蓄米買い入れと米価の回復・安定を求める陳情書、本件に対する委員長の報告は採択であります。本件は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（佐瀬公夫君） 御着席ください。起立全員。賛成全員であります。よって、陳情第5号は採択と決しました。

陳情第6号 国産農産物の生産者価格の大暴落を引き起こすEPA・FTA推進路線の見直しを求める陳情書、本件に対する委員長の報告は採択であります。本件は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（佐瀬公夫君） 御着席ください。起立全員。賛成全員であります。よって、陳情第6号は採択と決しました。

暫時休憩いたします。

午前11時13分 休 憩

午後 1時00分 再 開

○議長（佐瀬公夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。



日程の追加

○議長（佐瀬公夫君） お諮りいたします。本日、市長より追加議案として議案第8号 匝瑳市固定資産評価員の選任について、以上議案1件の送付があり、これを受理いたしました。

開議前に議会運営委員会にお諮りし、上程することといたしました。よって、この際、追加議案1件について、本日の日程に追加し、議題といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(佐瀬公夫君) 御異議なしと認めます。よって、追加議案1件について、本日の日程に追加し、議題とすることに決しました。

なお、追加議案の配付漏れはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(佐瀬公夫君) 配付漏れなしと認めます。

[副市長鈴木一郎君退席]



議案(第8号)の上程—採決

○議長(佐瀬公夫君) お諮りいたします。議案の朗読を省略して、直ちに市長から提案理由の説明を求めることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(佐瀬公夫君) 御異議なしと認めます。よって、議案第8号について、これより市長の提案理由の説明を求めます。

太田市長。

[市長太田安規君登壇]

○市長(太田安規君) それでは、追加案件の提案理由の説明を申し上げさせていただきます。

議案第8号 匝瑳市固定資産評価員の選任について、本案は匝瑳市固定資産評価員に鈴木一郎氏を選任いたしたく、地方税法第404条第2項の規定により議会の同意を求めるため提案いたしました次第であります。

以上でございます。よろしく御審議をいただき御可決を賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明を終わらせていただきます。よろしくお願いたします。

○議長(佐瀬公夫君) 市長の提案理由の説明が終わりました。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第8号について、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略し全員審議といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（佐瀬公夫君） 御異議なしと認めます。よって、議案第8号について、委員会付託を省略し全員審議とすることに決しました。

質疑を許します。

田村明美君。

○15番（田村明美君） 匝瑳市固定資産評価員に鈴木一郎氏を選任提案ということなのですが、鈴木一郎氏は匝瑳市副市長であるということですのでけれども、市の固定資産評価員の職務ということと、それからその執行部の当事者ということについての兼務ということになるわけですのでけれども、どうして兼務を提案するのか、また兼務であることで不都合な部分というのは100%あり得ないということなのか、その辺のことをお願いいたします。

○議長（佐瀬公夫君） 島田税務課長。

○税務課長（島田省悟君） それでは、固定資産評価員の責務ということでございますけれども、これにつきましては、毎年固定資産の課税に当たりまして、その評価額、これを適正かつ評価を行うために市町村の指揮のもとに評価額の固定資産評価調書を作成するというのが任務でございます。それから、評価員が市の町村職員との兼務ということでございますが、これにつきましては、合併協議会の折に当時の八日市場市は助役が評価員でございました。野栄町につきましては税務課長ということでございましたけれども、合併協議会の協議の上に助役とすることで調ったという経過がございます。それ以後、匝瑳市におきましても、助役及び副市長、これを評価員とそれぞれするというようにしたものでございます。

以上です。

○議長（佐瀬公夫君） 田村明美君。

○15番（田村明美君） ただいま答弁漏れというふうにも考えるんですけども、兼務に当たって100%不都合が生じないということかどうかということで答弁いただきたいと思えます。

○議長（佐瀬公夫君） 島田税務課長。

○税務課長（島田省悟君） 不都合が生じるか生じないかということでございますけれども、これにつきましては、合併協の中でも不都合が生じないということで、当時の市町村の助役を評価員に選任するというように決定した経過がございます。また、近隣の市町を見ましても、副市長並びに税務課長が評価員の責務に当たっているということでございますから、近隣の状況を見てもそういう支障が生じないということで、今回、副市長の選任という運びになりました。

以上です。

○議長（佐瀬公夫君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐瀬公夫君） お諮りいたします。議案第8号の質疑を打ち切ることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐瀬公夫君） 御異議なしと認めます。これをもって、議案第8号の質疑を打ち切ります。

以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。議案第8号については、人事案件につき討論を省略し採決に入りたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐瀬公夫君） 御異議なしと認めます。よって、討論を省略し採決に入ります。

これより採決に入ります。

ただいまの出席議員数は22名であります。

議案第8号 匝瑳市固定資産評価員の選任について、本案について、これに同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（佐瀬公夫君） 御着席ください。起立全員。賛成全員であります。よって、議案第8号は同意することに決しました。

〔副市長鈴木一郎君着席〕



日程の追加

○議長（佐瀬公夫君） お諮りいたします。本日、武田光由君ほか2名より発議案として発議案第1号 国営かんがい排水事業「両総地区」の完成にむけての意見書について、発議案第2号 義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書について、発議案第3号 国における平成23年度教育予算拡充に関する意見書について、発議案第4号 永住外国人への地方参政権付与の法制化に反対する意見書について、発議案第5号 備蓄米買い入れと米価の回復・安定を求める意見書について、発議案第6号 国産農産物の生産者価格の大暴落を引き起こすEPA・FTA推進路線の見直しを求める意見書について、発議案第7号 匝瑳市野手海

岸の保全事業早期実現を求める意見書について、以上7件の提案がありました。

開議前に議会運営委員会にお諮りし、上程することといたしました。よって、この際、本発議案7件について本日の日程に追加し議題といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(佐瀬公夫君) 御異議なしと認めます。よって、発議案7件について本日の日程に追加し議題とすることに決しました。

なお、発議案の配付漏れはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(佐瀬公夫君) 配付漏れなしと認めます。



発議案(第1号-第7号)の上程-採決

○議長(佐瀬公夫君) 発議案第1号から発議案第7号までを一括議題とします。

お諮りいたします。発議案の朗読を省略して、直ちに提出者から提案理由の説明を求めることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(佐瀬公夫君) 御異議なしと認めます。よって、これより発議案第1号から発議案第7号について、提出者から提案理由の説明を求めることに決しました。

発議案第1号、発議案第5号、発議案第6号及び発議案第7号について、本案提出者、武田光由君から提案理由の説明を求めます。

武田光由君。

[5番武田光由君登壇]

○5番(武田光由君) 発議案第1号 国営かんがい排水事業「両総地区」の完成にむけての意見書について

上記の議案を別紙のとおり、匝瑳市議会会議規則第14条第1項の規定により提出します。

平成22年6月18日提出

匝瑳市議会議長 佐瀬公夫君様

提出者	匝瑳市議会議員	武田光由
賛成者	〃	荻谷進一
〃	〃	江波戸友美

なお、意見書の朗読をもって提案理由の説明にかえさせていただきます。

国営かんがい排水事業「両総地区」の完成にむけての意見書（案）

両総用水は、千葉県内の上総の国と下総の国を結ぶ大動脈であり、日本でも有数の大規模な農業用水施設で、かつ都市用水として安房の国までの上水道、そして内湾地域への工業用水として県内では重要な用水源です。

農業生産基盤の基幹的な農業水利施設の更新整備及び維持管理は、日本国民の食の安全安心の確保並びに食料自給率を向上させ、国民生活を支える重要な施策であります。

両総用水の維持管理は、両総土地改良区で管理し、その地域は5郡14市町村にまたがり、県内の農地面積の20%を占める1万8千ヘクタールの農地を潤し、組合員は2万1千人を有する県下最大の農業用水の施設であります。

と同時に第1揚水機場から二級河川栗山川にかかる横芝堰までは都市用水との共用施設であります。

本事業は、築造時の資材不足や築造後の経年変化により、平成に入り施設の老朽化が顕著となり、維持管理費が高騰し賦課金が組合員に重くのしかかるようになり、施設の更新の必要性が強く叫ばれておりました。

農林水産省直轄調査を経て、平成5年度に念願の事業採択を受け、平成21年度までに87.1%と順調に事業が進捗し、残事業費が150億円となり、平成24年度事業完了予定とし地元調整が行われました。

しかし、現政権の「コンクリートから人へ」の方針により平成22年度の公共事業費の削減が決定され、とりわけ農業農村整備費は対前年度比36.9%と大幅に削減されました。

「両総地区」では対前年度比22.5%と極端に削減され、組合員を始め役員も驚愕しております。

12億4千万円の割当事業費では、早急に整備すべき多くの施行箇所が見送りせざるを得なく、先送りされ施設の老朽化が年々悪化し、農業用水の通水に支障を来しかねなく組合員の不安が一段と増大しております。

この様な状況では、昨年組合員や関係市町村に周知した平成24年度事業完了の大幅な延伸は明らかであり、国に対する不信感が増大しかねなく、1日でも早く適正な予算の増額を要望します。

平成22年3月の閣議決定された食料・農業・農村基本計画は、食料自給率50%の目標を掲

げておりますが、農畜産物の生産の基となる農業用水の確保なくしては、達成は困難であります。

国民の食糧の確保は国の使命であり、かつ国民の命や財産を守るコンクリートは必要不可欠であることをご理解いただき、「両総地区」が予定工期内に事業完了すべく組合員一同、特段のご配慮を下記のとおり強く要望いたします。

記

- 1 全ての組合員に対し、平成24年度事業完成と周知している国営かんがい排水事業「両総地区」の事業完成可能な予算の確保。
- 2 国民の生命・財産を守り、食料自給率 50%を目標とする農林水産省所管のかんがい排水事業費枠の大幅な増額。
- 3 戸別所得補償制度が定着するためには、地域が持続可能な農業が展開できる農業用水が安定取水でき、かつ地域に安心して配水出来る農業用水の確保。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成22年6月18日

千葉県匝瑳市議会

内閣総理大臣 菅 直人様
財務大臣 野田佳彦様
農林水産大臣 山田正彦様
内閣官房長官 仙石由人様
内閣府特命担当大臣（国家戦略担当） 荒井 聡様
衆議院議長 横路孝弘殿
参議院議長 江田五月殿

以上、御審議いただきまして御可決賜りますようよろしくお願いいたします。

発議案第5号 備蓄米買い入れと米価の回復・安定を求める意見書について

上記の議案を別紙のとおり、匝瑳市議会会議規則第14条第1項の規定により提出します。

平成22年6月18日提出

匝瑳市議会議長 佐瀬公夫様

提出者	匝瑳市議会議員	武田光由
賛成者	〃	荻谷進一
〃	〃	江波戸友美

なお、意見書の朗読をもって提案理由の説明にかえさせていただきます。

備蓄米買い入れと米価の回復・安定を求める意見書（案）

「米戸別所得補償モデル事業」や「水田利活用自給力向上事業」の受付が4月から始まり、事業が動き出しました。

「米戸別所得補償モデル事業」に参加する農家にとっても、参加しない農家にとっても、最大の懸念は、米価の下落に歯止めがかかっていないことです。

特に、政府が2月に、16万トンの備蓄米買い入れを実施したにもかかわらず、米価はさらに下落していることは重大です。その原因は、買い入れ数量の少なさと合わせて、12,900円台という異常な安値で買い入れた政府・農水省の姿勢は、市場に米価先安のシグナルを発信し、過剰感を一気に広げたことにあります。備蓄米の買い入れが米価の下落を招いたことは重大な失政といわなければなりません。

私たちは、米価の下落に歯止めをかけ、価格と需給を安定させることは、「米戸別所得補償モデル事業」の成否を左右するものと考えます。それは、今日の過剰感のある米の需給状況のままでは「米戸別所得補償モデル事業」が、さらに米価を下落させる引き金となる可能性を否定できないからです。米価が下落すれば、制度上、更なる財源の投入は避けられなくなります。

したがって、「米戸別所得補償モデル事業」の円滑な運営にとっても、米の再生産や食料自給率を向上させるためにも、下落した米価を回復させ、価格の安定をはかることは緊急の課題です。

今、市場で問題視されているのはせいぜい30万トン程度の過剰ですが、もし、現状を放置すれば秋には過剰が雪だるま式に広がり、米価下落は「底なし」の状態になりかねません。今、ただちに対策をとることが強く求められています。

政府は、今回の買い入れによって国産米による100万トンの備蓄を満たしたとしていますが、その中身は、平成17年産など、主食には不向きな30万トン程度の米が含まれており、これらを主食以外の用途に振り向ければ30万トンの買い入れは十分可能です。

以上の趣旨から、次の事項を実現することを求めます。

- 1 当面、緊急に30万トン相当の備蓄米を適正な価格で買い入れること。
- 2 新政権のマニフェスト、300万トンの備蓄を回転備蓄方式から棚上げ備蓄方式に早期に実現すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成22年6月18日

千葉県匝瑳市議会

内閣総理大臣 菅 直 人 様
外務大臣 岡田克也様
財務大臣 野田佳彦様
農林水産大臣 山田正彦様
経済産業大臣 直嶋正行様
衆議院議長 横路孝弘殿
参議院議長 江田五月殿

以上、御審議いただきまして御可決賜りますようよろしくお願いいたします。

発議案第6号 国産農産物の生産者価格の大暴落を引き起こすEPA・FTA推進路線の見直しを求める意見書について

上記の議案を別紙のとおり、匝瑳市議会会議規則第14条第1項の規定により提出します。

平成22年6月18日提出

匝瑳市議会議長 佐瀬公夫様

提出者	匝瑳市議会議員	武田光由
賛成者	〃	苅谷進一
〃	〃	江波戸友美
〃	〃	大木傳一郎

なお、意見書の朗読をもって提案理由の説明にかえさせていただきます。

国産農産物の生産者価格の大暴落を引き起こすEPA・FTA推進路線の見直しを求める意見書(案)

FAO(国連食糧農業機関)は先般、飢餓人口が10億人を突破したことを公表し、農水省も、「世界の食料は、穀物等の在庫水準が低く需要がひっ迫した状態が継続する。食料価格は2006年以前に比べて高い水準で、かつ、上昇傾向で推移する」と分析しています(「2018年における食糧需給見通し」09.1.16)。

こうした事態は、これまでの自由貿易万能論のゆきづまりを示すとともに、今日の深刻な世界の食糧問題を解決するためには、それぞれの国が主要食糧の増産をはかり、食料自給率を向上させることの重要性を示しています。そして、農産物の全面的な輸入自由化と生産刺

激的な農業補助金の削減・廃止を世界に押し付けたWTO農業協定路線や、WTO路線を前提にした2国間・地域間の協定であるEPA・FTA路線の見直しを強く求めています。

日本では自公政権が「EPA戦略」を打ち出し、メキシコ、タイ、フィリピンなどとの協定を発効させ、オーストラリア等との交渉を行ってきました。政権交代によって誕生した鳩山政権は、日豪EPA交渉を継続するとともに、中断している日韓FTA交渉の再開に動き、さらに、日中韓FTAに向けた国家レベルによる研究を開始しています。昨年末に閣議決定した「新成長戦略」では、2020年を目標にAPEC（アジア太平洋経済協力会議）の枠組みを活用した「アジア太平洋自由貿易圏（FTAAP）」を構築することを打ち出すに至っています。

APECには太平洋に面するアメリカ、カナダ、オーストラリア、中国、韓国、ロシア、東南アジア諸国など、世界の主要な農産物輸出国を含む21カ国が加入しており、仮に、この枠組みで自由化が実施されれば日本の農業は壊滅的危機に直面することは明らかです。

政府は、「農業に影響を与えないFTA交渉」を強調していますが、農産物輸出国のねらいは農産物関税の撤廃にあり、いったん交渉が始まったら取り返しのつかない事態を招くことは避けられません。

こうした輸入自由化路線は、国内の農産物価格の暴落を引き起こし、現在、政府が推進している「戸別所得補償」の政策効果を台なしにし、制度そのものを破綻させかねません。

いま、求められることは、食糧をさらに外国に依存する政策と決別し、世界の深刻な食糧問題に正面から向き合い、40%程度に落ち込んだ食料自給率を向上させる方向に大きく踏み出すことです。

以上の趣旨から下記の事項について実現を要請いたします。

記

- 1 EPA・FTA推進路線を見直すとともに、日豪交渉を中止し、「アジア太平洋自由貿易圏（FTAAP）」による農産物の関税撤廃を行わないこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成22年6月18日

千葉県匝瑳市議会

内閣総理大臣 菅 直 人 様
外務大臣 岡田克也様
財務大臣 野田佳彦様

農林水産大臣 山 田 正 彦 様
経済産業大臣 直 嶋 正 行 様
衆議院議長 横 路 孝 弘 殿
参議院議長 江 田 五 月 殿

以上、御審議いただきまして御可決賜りますようよろしくお願いいたします。

発議案第7号 匝瑳市野手海岸の保全事業早期実施を求める意見書について

上記の議案を別紙のとおり、匝瑳市議会会議規則第14条第1項の規定により提出します。

平成22年6月18日提出

匝瑳市議会議長 佐 瀬 公 夫 様

提出者	匝瑳市議会議員	武 田 光 由
賛成者	〃	荻 谷 進 一
〃	〃	江波戸 友 美
〃	〃	大 木 傳一郎

なお、意見書の朗読をもって提案理由の説明にかえさせていただきます。

匝瑳市野手海岸の保全事業早期実施を求める意見書（案）

国土を保全し、国民の生命財産を災害から守るため、海岸保全事業は国政並びに地方行政の基本であります。

国・県におかれましては、豊かで潤いのある海岸を造るため海岸保全事業の推進に日夜努力されていることに対し、深く感謝申し上げます。

さて、千葉県匝瑳市地域の海岸は、県立九十九里自然公園内にあり、弓状の砂浜とこれに連なる緑豊かな白砂青松を有する雄大で風光明媚な海岸線であり、年間を通して多くの人々が訪れ、地域の人々の自然とのふれあいの場として、また海水浴場などのレクリエーション施設として周辺市町のみならず首都圏の重要なリゾート地になっております。

しかしながら、近年、波浪等による海岸侵食が急速に進行しており、平成21年度には、毎年開設している、堀川浜海水浴場が潮流の変化による海岸侵食のため遊泳不適となり、開設期間中である7月31日に閉鎖を余儀なくされたところであります。

さらには、高潮・台風時には、砂丘堤を越え海水が砂防保安林内に流入し、民家にまで到達する勢いで住民の不安は極限に達しております。

現在、国・県当局において、緩傾斜護岸工事やヘッドランド工事などの海岸高潮対策事業を鋭意促進していただいておりますが、本事業を早期に完成させ海岸保全を図り、人々が親

しめる安全で豊かな海岸環境を造ることが当地域の喫緊の課題となっております。

つきましては、今後とも事業費を拡充して、早急に事業を促進されるよう強く要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成22年6月18日

千葉県匝瑳市議会

内閣総理大臣 菅 直人様

財務大臣 野田佳彦様

国土交通大臣 前原誠司様

衆議院議長 横路孝弘殿

参議院議長 江田五月殿

千葉県知事 森田健作様

以上、御審議いただきまして御可決賜りますようよろしく願いいたします。

○議長（佐瀬公夫君） 発議案第1号、発議案第5号、発議案第6号及び発議案第7号の説明が終わりました。

発議案第2号及び発議案第3号について、本案提出者、大木傳一郎君からの提案理由の説明を求めます。

大木傳一郎君。

〔24番大木傳一郎君登壇〕

○24番（大木傳一郎君） 発議案第2号 義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書について

上記の議案を別紙のとおり、匝瑳市議会会議規則第14条第1項の規定により提出します。

平成22年6月18日提出

匝瑳市議会議長 佐瀬公夫君様

提出者	匝瑳市議会議員	大木傳一郎
賛成者	〃	荻谷進一
〃	〃	江波戸友美
〃	〃	武田光由

なお、意見書の朗読をもって提案理由の説明にかえさせていただきます。

義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書（案）

義務教育費国庫負担制度は、憲法上の要請として、教育の機会均等とその水準の維持向上

を目指して、子どもたちの経済的、地理的な条件や居住地のいかんにかかわらず無償で義務教育を受ける機会を保障し、かつ、一定水準の教育を確保するという国の責務を果たすものである。

政府は、平成21年11月に、行政刷新会議において、義務教育費国庫負担制度を事業仕分けの対象として論議した。また、「地方主権」を確立するため、今夏にも「地域主権戦略大綱（仮称）」を策定するものとしている。その中で、国から地方への補助金を廃止し、地方が自由に使える「一括交付金」の検討を開始している。義務教育と社会保障の必要額は確保するとしているが、義務教育費国庫負担制度についても論議される可能性がある。

義務教育における国と地方の役割等について十分議論がされないまま、地方分権推進の名のもとに、このような検討が現実のものとなると、義務教育の円滑な推進に大きな影響を及ぼすことが憂慮される。また、義務教育費国庫負担制度が廃止された場合、義務教育の水準に格差が生まれることは必至である。

よって、国においては、21世紀の子どもたちの教育に責任を持つとともに、教育水準の維持向上と地方財政の安定を図るため、義務教育費国庫負担制度を堅持するよう強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成22年6月18日

千葉県匝瑳市議会

内閣総理大臣 菅 直人 様
総務大臣 原口 一博 様
財務大臣 野田 佳彦 様
文部科学大臣 川端 達夫 殿

以上、御審議いただきまして御可決くださりますようよろしくお願いを申し上げます。

続いて、発議案第3号 国における平成23年度教育予算拡充に関する意見書について上記の議案を別紙のとおり、匝瑳市議会会議規則第14条第1項の規定により提出します。

平成22年6月18日提出

匝瑳市議会議長 佐瀬 公夫 様

提出者	匝瑳市議会議員	大木 傳一郎
賛成者	〃	荻谷 進一
〃	〃	江波戸 友美
〃	〃	武田 光由

なお、意見書の朗読をもって提案理由の説明にかえさせていただきます。

国における平成23年度教育予算拡充に関する意見書（案）

教育は、憲法・子どもの権利条約の精神にのっとり、日本の未来を担う子どもたちを心豊かに教え、育てるという重要な使命を負っている。しかし現在、日本の教育は「いじめ」「不登校」をはじめ、「学級崩壊」、少年による凶悪犯罪、さらには経済不況の中、失業者の増加による授業料の滞納等、様々な深刻な問題を抱えている。

一方、国際化・高度情報化などの社会変化に対応した学校教育の推進や教育環境の整備促進、新学習指導要領への移行による授業時数の増加や小学校における外国語活動の必修等に伴う経費の確保も急務である。

千葉県及び県内各市町村においても、一人ひとりの個性を尊重しながら、生きる力と豊かな人間性の育成を目指していく必要がある。そのためのさまざまな教育施策の展開には、財政状況の厳しい現状をみれば、国からの財政的な支援等の協力が不可欠であり、充実した教育を実現させるためには、子どもたちの教育環境の整備を一層進める必要がある。

そこで、以下の項目を中心に、来年度に向けての予算の充実をしていただきたい。

- 1 子どもたちに、きめ細かな指導をするための公立義務教育諸学校における教職員の定数改善計画を早期に策定すること。
- 2 少人数学級を実現するための義務教育諸学校における学級編制基準数を改善すること。
- 3 保護者の教育費負担を軽減するために義務教育教科書無償制度を堅持すること。
- 4 現在の経済状況を鑑み、就学援助にかかわる予算を拡充すること。
- 5 子どもたちが地域で活動できる総合型地域クラブの育成等、環境・条件を整備すること。
- 6 危険校舎、老朽校舎の改築やエアコン、洋式トイレ設置等の公立学校施設整備費を充実すること。
- 7 子どもの安全と充実した学習環境を保障するために、基準財政需要額を改善し、地方交付税交付金を増額すること。

国においては、教育が未来への先行投資であり、日本の未来を担う子どもたちに十分な教育を保障することが、国民の共通した使命であることを再認識され、国財政が非常に厳しい状況の中ではあるが、必要な教育予算を確保することを強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成22年6月18日

千葉県匝瑳市議会

内閣総理大臣 菅 直 人 様
総務大臣 原 口 一 博 様
財務大臣 野 田 佳 彦 様
文部科学大臣 川 端 達 夫 殿

以上、御審議いただきまして御可決くださいますように心からお願いし提案といたします。

○議長（佐瀬公夫君） 発議案第2号及び発議案第3号の説明が終わりました。

発議案第4号について、本案提出者、江波戸友美君から提案理由の説明を求めます。

江波戸友美君。

〔13番江波戸友美君登壇〕

○13番（江波戸友美君） 皆さん、御苦労さまです。

発議案第4号 永住外国人への地方参政権付与の法制化に反対する意見書について

上記の議案を別紙のとおり、匝瑳市議会会議規則第14条第1項の規定により提出します。

平成22年6月18日提出

匝瑳市議会議長 佐 瀬 公 夫 様

提出者	匝瑳市議会議員	江波戸 友 美
賛成者	〃	荻 谷 進 一
〃	〃	栗 田 剛 一
〃	〃	越 川 竹 晴

なお、意見書の朗読をもって提案理由の説明にかえさせていただきます。

永住外国人への地方参政権付与の法制化に反対する意見書（案）

中央、地方を問わず参政権は国民固有の権利であります。外国籍を持つ者に日本の参政権を安易に付与すべきものではありません。それゆえ、永住外国人に地方参政権を付与することに反対します。

政治は、世界中どの国においても、その国の国民が参加して決定すべきものであるということは言うまでもありません。外国人に参政権を与えますと、内政干渉が起こったり、国が乗っ取られたりする危険があるからです。そこまで至らなくとも、いざとなれば帰るべき母国を持つ人々に対し、国家、国民の命運を決定する参政権を与えることは、自国民に対して大変無責任な行為と言えます。

先進8か国（G8）を見ましても、ロシアを除いて永住外国人に参政権を付与している国はありません。統合を目指すEU加盟諸国が、域内のほかの国の国民に参政権を与えるとい

う特殊な例があるだけです。

韓国では、平成17年7月に在韓永住外国人に地方参政権を与えましたが、そもそも韓国の永住権を得る為には、高収入があることなど、厳しい条件があり、実際に韓国で参政権を与えられている外国人は一握りです。日本人で韓国の地方参政権を得ている人は極めて僅かの人しか過ぎません。

一方、日本で永住外国人に地方参政権が得られることとなった場合、対象となる在日韓国人でも、数十万人います。決して、相互主義が成立する条件にありません。

戦後、GHQは在日韓国人・朝鮮人の帰国を手厚く支援し、日本政府はすべての希望者に帰国のための無料の船便を提供をしました。戦前の移送計画によって渡日した人は戦後帰国を優先されています。現在日本にいらっしゃる在日の方々は、このとき、自らの意思で外国人として日本に残ることを望み、帰国を拒否した方たちとその子孫がほとんどです。したがって、「日本政府により日本に強制連行されて日本在住を強制されたから特別に参政権を付与すべき」などという主張は通用しません。

税金とは、警察・医療などの各種公共サービスを受けることに対して徴収されるものであり、参政権とは全く関係ありません。また、納税額や性別の区別なく全ての国民に平等に選挙権が与えられるという普通選挙において、納税によって参政権が与えられるという発想は合致しません。

ですから、納税をしているから永住外国人に参政権を付与すべきという考えは筋違いです。国籍法は、第4条において、「外国人は、帰化によって、日本の国籍を取得することができる」と規定しており、永住外国人が憲法に基づく参政権を取得するためには、この国籍法に定める帰化によるべきものです。

その国の政治に関与したいならば、その国の国籍を取得してその国の人になるというのが、国際的な常識です。

日本国憲法は、第15条において、「公務員を選定し、及びこれを罷免することは、国民固有の権利である」と規定し、また、第93条第2項において、「地方公共団体の長、その議会の議員及び法律の定めるその他の吏員は、その地方公共団体の住民が直接これを選挙する」と規定しており、さらに、同項中の「住民」の解釈として、平成7年2月28日の最高裁判所判例は、「住民とは・・・日本国民を意味する者・・・」としていることから、日本国民ではない永住外国人に対し、地方公共団体の議会の議員及び長の選挙権等を付与することは明確な憲法違反であります。

よって、国におかれましては、永住外国人への地方参政権付与の法制化されることのないよう強く要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成22年6月18日

千葉県匝瑳市議会

内閣総理大臣 菅 直人 様

衆議院議長 横路孝弘 殿

参議院議長 江田五月 殿

以上、御審議いただきまして御可決賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（佐瀬公夫君） 発議案第4号の説明が終わりました。

お諮りいたします。ただいま議題となっております発議案第1号から発議案第7号について、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略し、全員審議とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐瀬公夫君） 御異議なしと認めます。よって、発議案第1号から発議案第7号について委員会付託を省略し、全員審議とすることに決しました。

これより質疑に入ります。

発議案第1号 国営かんがい排水事業「両総地区」の完成にむけての意見書についてを議題とします。

質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐瀬公夫君） お諮りいたします。発議案第1号の質疑を打ち切ることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐瀬公夫君） 御異議なしと認めます。これをもって、発議案第1号の質疑を打ち切ります。

発議案第2号 義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書についてを議題とします。

質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐瀬公夫君） お諮りいたします。発議案第2号の質疑を打ち切ることに御異議あり

ませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(佐瀬公夫君) 御異議なしと認めます。これをもって、発議案第2号の質疑を打ち切ります。

発議案第3号 国における平成23年度教育予算拡充に関する意見書についてを議題とします。

質疑を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(佐瀬公夫君) お諮りいたします。発議案第3号の質疑を打ち切ることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(佐瀬公夫君) 御異議なしと認めます。これをもって、発議案第3号の質疑を打ち切ります。

発議案第4号 永住外国人への地方参政権付与の法制化に反対する意見書についてを議題とします。

質疑を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(佐瀬公夫君) お諮りいたします。発議案第4号の質疑を打ち切ることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(佐瀬公夫君) 御異議なしと認めます。これをもって、発議案第4号の質疑を打ち切ります。

発議案第5号 備蓄米買い入れと米価の回復・安定を求める意見書についてを議題とします。

質疑を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(佐瀬公夫君) お諮りいたします。発議案第5号の質疑を打ち切ることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(佐瀬公夫君) 御異議なしと認めます。これをもって、発議案第5号の質疑を打ち切

ります。

発議案第6号 国産農産物の生産者価格の大暴落を引き起こすEPA・FTA推進路線の見直しを求める意見書についてを議題とします。

質疑を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(佐瀬公夫君) お諮りいたします。発議案第6号の質疑を打ち切ることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(佐瀬公夫君) 御異議なしと認めます。これをもって、発議案第6号の質疑を打ち切ります。

発議案第7号 匝瑳市野手海岸の保全事業早期実施を求める意見書についてを議題とします。

質疑を許します。

岩井孝寛君。

○22番(岩井孝寛君) この内容は、すこぶるいい内容だと思います。私も一日も早くこの侵食を食い止めなければいけないのかと、かように考えています。

若干お尋ねいたしますけれども、私も余り詳しくはよくわかりませんが、ヘッドランドということ私の聞いている範囲内では、飯岡の周辺にテトラポットが沖に置いてあるんですけれども、どっちかと言えば、ヘッドランド工事よりはテトラポットのほうが海岸の侵食も少なく済むのではなかろうか。かつて、あの辺もテトラポットの影響で砂浜が大きく広がったというふうに聞いてますけれども、この辺は提出者の武田光由議員にどう地元と協議して、こういう提案をなされたか、そここのところを1点聞かせてください。

○議長(佐瀬公夫君) 武田光由君。

○5番(武田光由君) ヘッドランド工事が、現在の侵食に対する工事が多く使われているようです。飯岡海岸のほうから沖に向けてテトラポットを当初やってきたようですけれども、現状はヘッドランド工事を多く使われているようですので、ヘッドランド工事のほうが侵食への対応が順調なのかと思っております。また、ヘッドランド工事に対することも今現在問題視されている部分も現状あるかと聞いております。砂を入れる等の工事を片貝、一宮線等で行っている等の話も伺っております。したがって、本当に何が一番いい対策なのかというのも国・県のほうで検討・研究を重ねられているのではないかと思います。

以上です。

○議長（佐瀬公夫君） ほかに。

岩井孝寛君。

○22番（岩井孝寛君） 言っていることは私もわからないわけではございませんが、やってみて何だいこの程度ということじゃなくして、やるからには、やはりきちんとした工事をしてもらって、いや昔の砂浜が戻ってよかったと思われるような工事を進めていきたいと思えます。今、武田議員が言うようにヘッドランドのほうがいいということであれば、これがすこぶるいいでしょうけども、私の意見といたしましては、沖にテトラポットのほうが、侵食を食いとめるには最大の効果があるかと、かように考えます。

以上です。

○議長（佐瀬公夫君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐瀬公夫君） お諮りいたします。発議案第7号の質疑を打ち切ることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐瀬公夫君） 御異議なしと認めます。これをもって、発議案第7号の質疑を打ち切ります。

以上で質疑を終結いたします。

これより討論に入りますが、ただいまのところ通告がありません。

お諮りいたします。討論を省略して採決に入りたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐瀬公夫君） 御異議なしと認めます。よって、討論を省略して採決に入ります。

これより発議案の採決に入ります。

ただいまの出席議員数は22名であります。

発議案第1号 国営かんがい排水事業「両総地区」の完成にむけての意見書について、本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（佐瀬公夫君） 御着席ください。起立全員。賛成全員であります。よって、発議案第1号は原案のとおり可決されました。

発議案第2号 義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書について、本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（佐瀬公夫君） 御着席ください。起立全員。賛成全員であります。よって、発議案第2号は原案のとおり可決されました。

発議案第3号 国における平成23年度教育予算の拡充に関する意見書について、本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（佐瀬公夫君） 御着席ください。起立全員。賛成全員であります。よって、発議案第3号は原案のとおり可決されました。

発議案第4号 永住外国人への地方参政権付与の法制化に反対する意見書について、本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（佐瀬公夫君） 御着席ください。起立多数。賛成多数であります。よって、発議案第4号は原案のとおり可決されました。

発議案第5号 備蓄米買い入れと米価の回復・安定を求める意見書について、本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（佐瀬公夫君） 御着席ください。起立全員。賛成全員であります。よって、発議案第5号は原案のとおり可決されました。

発議案第6号 国産農産物の生産者価格の大暴落を引き起こすEPA・FTA推進路線の見直しを求める意見書について、本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（佐瀬公夫君） 御着席ください。起立全員。賛成全員であります。よって、発議案第6号は原案のとおり可決されました。

発議案第7号 匝瑳市野手海岸の保全事業早期実施を求める意見書について、本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（佐瀬公夫君） 御着席ください。起立全員。賛成全員であります。よって、発議案第

7号は原案のとおり可決されました。

ただいま可決されました発議案第1号から発議案第7号については、意見書の提出でありますので、地方自治法第99条の規定により、関係行政機関に提出いたします。

お諮りいたします。ただいま意見書案が議決されましたが、その条項、字句、数字、その他の整理を要するものについては、その整理を議長に一任願いたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(佐瀬公夫君) 御異議なしと認めます。よって、条項、字句、数字、その他の整理については、議長に一任することに決しました。



日程の追加

○議長(佐瀬公夫君) お諮りいたします。本日、市長より人権擁護委員法第6条第3項の規定による候補者の推薦についての送付があり、これを受理いたしました。

開議前に議会運営委員会にお諮りし上程することといたしました。よって、本案について、本日の日程に追加し議題といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(佐瀬公夫君) 御異議なしと認めます。よって、本案については、本日の日程に追加し議題とすることに決しました。

なお、案件の配付漏れはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(佐瀬公夫君) 配付漏れなしと認めます。



人権擁護委員の候補者の推薦について

○議長(佐瀬公夫君) 人権擁護委員の候補者の推薦についてを議題とします。

お諮りいたします。本案の朗読を省略して、直ちに市長から提案理由の説明を求めることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(佐瀬公夫君) 御異議なしと認めます。これより市長から提案理由の説明を求めます。

太田市長。

[市長太田安規君登壇]

○市長（太田安規君） それでは、追加案件の人権擁護委員の候補者の推薦について説明を申し上げます。

本件は、本市の区域に置かれている人権擁護委員 9 名のうち 7 名が平成22年 9 月30日に、1 名が平成22年12月31日にそれぞれ任期満了となりますことから、8 名を人権擁護委員候補者として法務大臣あて推薦いたしたく、人権擁護委員法第 6 条第 3 項の規定により議会の意見を求める次第でございます。

候補者について申し上げます。平成22年10月 1 日付で委嘱される候補者といたしましては、再任者は石毛達夫様、匝瑳市八日市場イ2789番地、昭和15年 3 月 2 日生まれ、大木健夫様、匝瑳市吉田3740番地、昭和11年 3 月18日生、越川淑枝様、匝瑳市大寺1104・1105番地合併でございます。昭和22年 1 月16日生まれ、佐藤千恵子様、匝瑳市東小笹2451番地、昭和24年 9 月28日生まれの 4 名でございます。

新任者ですが、飯島守様、匝瑳市富岡637番地、昭和23年 1 月 4 日生まれ、大木澄雄様、匝瑳市野手455番地、昭和23年 1 月 6 日生まれ、吉野安子様、匝瑳市生尾211番地、昭和26年12月24日生まれの 3 名でございます。

平成23年 1 月 1 日付で委嘱される候補者といたしましては、長與成憲様、匝瑳市東谷172番地、昭和22年 3 月 3 日生まれの 1 名を再任いたすものでございます。

以上でございますが、よろしく御審議をいただきますようお願い申し上げます。

○議長（佐瀬公夫君） 市長の提案理由の説明が終わりました。

これより御意見を求めます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐瀬公夫君） お諮りいたします。人権擁護委員の候補者の推薦についての意見を打ち切ることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐瀬公夫君） 御異議なしと認めます。これをもって、人権擁護委員の候補者の推薦についての意見を打ち切ります。

以上で、人権擁護委員の候補者の推薦についてを終結いたします。



閉会について

○議長（佐瀬公夫君） お諮りいたします。今定例会に付議された事件はすべて議了されました。よって、会議規則第 8 条の規定により、本日をもって閉会したいと思います。これに御

異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(佐瀬公夫君) 御異議なしと認めます。よって、今定例会は本日をもって閉会することに決しました。



議長あいさつ

○議長(佐瀬公夫君) ここで、一言ごあいさつ申し上げます。

今期定例会は、去る6月4日に招集されて以来、会期15日間にわたりましたが、この間における皆様方の御精励と御苦勞に対しまして衷心より深く感謝申し上げる次第であります。

皆様方におかれましては、時節柄、御自愛の上、さらに一層の御活躍をお祈り申し上げまして、簡単ではございますが、閉会のあいさつとさせていただきます。

ありがとうございました。



閉会の宣告

○議長(佐瀬公夫君) これにて匝瑳市議会平成22年6月定例会を閉会いたします。

午後 2時05分 閉 会